

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年12月6日（金） 7：23～7：36

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
江 藤 拓 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4 件
○国会提出案件 2 件
○政令 5 件
○人事 3 件
○配布 1 件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、青木副長官から御説明申し上げます。

○青木内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「令和7年度予算編成の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、赤澤大臣、内閣総理大臣及び財務大臣から御発言があります。

次に、NHKの「令和5年度決算及び業務報告書」を国会に提出することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「オーストリア国」、「ソロモン国」及び「パラグアイ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、令和6年度第2・四半期における「予算使用の状況」及び「国庫の状況」を財政法に基づき、国会及び国民に報告することについて、御決定をお願いいたします。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正令」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正法の施行に伴い、審理の手續に係る旅費の種目について、規定の整備を行うものであります。

次に、「建設業法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年12月13日とするものであり、「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部改正令」は、同改正法の一部の施行に伴い、特定建設業の許可を要する建設工事の下請代金の額を引き上げる等の改正を行うものであります。

次に、「生物多様性増進法の施行期日令」は、同法の施行期日を令和7年4月1日とするものであり、「同法の施行に伴う関係整備政令」は、同法の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、東京地方裁判所長渡部勇次を高等裁判所長官に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、カザフスタン国駐箚大使山田淳を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、平尾勝義外155名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外の配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。なお、本件の公表時刻は8時30分ですので、それまでの間、不公表となります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、赤澤大臣。

○赤澤国務大臣：本日、「令和7年度予算編成の基本方針」が決定されました。取りまとめに当たり、御協力いただいた閣僚各位に対し、感謝申し上げます。本方針においては、令和7年度予算を、令和6年度補正予算と一体とし、「骨太方針2024」に沿って編成することとしております。具体的には、

- ・物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着に向けた、最低賃金の引上げを始めとする賃上げの環境の整備
 - ・地方創生 2. 0 の起動
 - ・企業の稼ぐ力や地方経済の潜在力を引き出すための官民連携による投資の拡大
 - ・自然災害からの復旧・復興、防災・減災及び国土強靱化
 - ・防衛力の抜本的強化を含む我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応
 - ・防犯・治安対策の強化、全世代型社会保障の構築、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進など、誰一人取り残されない安心・安全な社会の実現
- など、重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行ってまいります。引き続き、閣僚各位の御協力をお願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○石破内閣総理大臣：令和 7 年度予算においては、本日閣議決定された「令和 7 年度予算編成の基本方針」に沿って、重要な政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行うとともに、効果的・効率的な支出を徹底してまいります。これにより、令和 6 年度補正予算の速やかな執行と合わせて、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとすることを目指してまいります。財務大臣は、本方針に基づき、予算編成を行っていただくとともに、閣僚各位におかれても、御協力をお願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、財務大臣。

○加藤国務大臣：令和 7 年度予算編成においては、経済あつての財政との考え方の下で、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとすることを目指してまいります。こうした中で、経済・物価動向等に配慮しながら、これまでの歳出改革努力を継続してまいります。これらにより、力強く経済再生を進める中で、財政健全化も実現し、経済再生と財政健全化の両立を図ってまいります。引き続き、各大臣の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、総務大臣から 2 件御発言がございます。

○村上国務大臣：日本放送協会の令和 5 年度の財務諸表及び業務報告書につきまして、280 億円の赤字を見込んでいた同年度予算に対し、91 億円の増収、51 億円の支出削減の結果、136 億円の赤字となっております。この業務報告書について、総務大臣といたしましては、業務の効率化に取り組んだ点は評価できるものであるが、より精緻な収支予算の編成に努めることが望まれるとしております。受信料の水準については、従前より 1 割以上引き下げた点を評価し、今後は受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められるとしております。また、協会の在り方については、既存業務の見直しに徹底的に取り組む等、事業構造改革に不断に取り組むことが求められるとするなどの意見を付してしております。

○村上国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたします。公表時刻は 8 時 30 分です。

ので、その旨御留意ください。2人以上の世帯の10月の消費支出は、1年前に比べ実質1.3パーセントの減少となりました。気温が前年に比べ高かったことによりコートなどの洋服が減少となったほか、「食料」などが減少となっております。引き続き今後の消費支出の動向を注視してまいります。

○林国務大臣：次に、第216回国会における加藤財務大臣の財政演説案について、御検討をお願いいたします。財務大臣から、御説明をお願いいたします。

○加藤国務大臣：財政演説案の概要について御説明いたします。演説案は、令和6年度補正予算の概要について説明するものです。演説案では、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の趣旨を申し述べたうえで、令和6年度補正予算について、歳出においては、総合経済対策等に係る経費について所要の歳出追加等を行うこと、歳入においては、税収、税外収入及び前年度剰余金に加え、公債の発行を行うこと等を説明しております。以上、財政演説案の概要について御説明いたしました。御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

○林国務大臣：ただ今の御説明につきまして、御意見がありましたら、お願いいたします。

これをもちまして、演説案の検討を終わります。

なお、演説案の内容は、演説が行われるまで、外部に公表しない扱いになっておりますので、お含みおき願います。また、演説資料は、回収させていただきますので、そのまま席上に置かれますよう、お願いいたします。

以上をもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。私から、北朝鮮人権侵害問題啓発週間への協力について、申し上げます。毎年12月10日から16日までは、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」において、北朝鮮人権侵害問題啓発週間とされています。北朝鮮による拉致問題は、拉致被害者やその御家族も御高齢となる中で、時間的制約のある、ひとときもゆるがせにできない人道問題であるとともに、その本質は国家主権の侵害です。石破内閣においても最重要課題であり、全ての拉致被害者の一日も早い御帰国の実現に向けて、全力で果敢に取り組んでおります。このような中、北朝鮮人権侵害問題啓発週間については、国民が、拉致被害者や御家族の思いを共有し、拉致被害者を「取り戻す」強い意思を北朝鮮に示す機会にしたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。また、拉致被害者の救出を求める国民運動のシンボルであるブルーリボンにつきましては、引き続き御着用の御協力をお願いいたします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、これをもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令和 6 年
12 月 6 日 〕 (金)

◎ 一 般 案 件

- 資 料 あり ○ 令和 7 年度予算編成の基本方針について (決定)
(内閣官房・内閣府本府)
- 〃 ○ { 1. 日本放送協会令和 5 年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書を国会に提出すること
1. 日本放送協会令和 5 年度業務報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書を国会に送付すること
について (決定) (総務省)
- 資 料 な ☆ オーストリア国駐箚特命全権大使岩間公典外 2 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使水内龍太外 2 名の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定) (外務省)

◎ 国 会 提 出 案 件

- 資 料 あり ☆ 令和 6 年度第 2 ・ 四半期における予算使用の状況を国会及び国民に報告することについて (決定)
(財務省)
- 〃 ☆ 令和 6 年度第 2 ・ 四半期における国庫の状況を国会及び国民に報告することについて (決定)
(同上)

◎ 政 令

- 資 料 あり ○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令 (決定) (厚生労働省)
- 〃 ○ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (決定) (国土交通省)

- 資料あり
資あり
- 建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）
 - 〃 ○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（環境省）
 - 〃 ○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）

◎人 事

- 資料あり
資あり
- 判事渡部勇次を高等裁判所長官に任命することについて（決定）
 - 〃 ○特命全権大使山田 淳を願に依り免ずることについて（決定）
 - 〃 ☆平尾勝義外 1 5 5 名の叙位又は叙勲について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件 名 外 案 件

〔 令 和 6 年
12 月 6 日 〕 (金)

◎ 配 布

☆ 家 計 調 査 報 告

(総 務 省)

〔 ○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し 〕